

朝霞市企業管理規程第 2 号

朝霞市水道事業及び下水道事業管理規程の一部を改正する規程

朝霞市水道事業及び下水道事業管理規程（令和元年朝霞市企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 7 項中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。